

第2期宮津市地域福祉計画

概要版

ささえあい安全に安心して暮らせる
福祉のまち みやづ



■「地域福祉」とは

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、地域住民が、様々な活動により、共に支え合い、助け合うことです。その仕組みをつくり、持続するには、市民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携が必要です。

■「地域共生社会」とは

制度や分野ごとの「縦割り」や支え手側と受け手側に分かれるのではなく、住民や多様な主体が「我が事」として参画し、誰もが役割を持ち、年齢や性別、それぞれの属性などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、共に支え合い、助け合うことです。

令和6年3月
宮 津 市

計画策定の趣旨

本市におきましては、令和4年度末の高齢化率が43.4%となり、国や京都府と比較して、人口減少と少子高齢化が一層進行し、特に、高齢者のいる世帯割合では国や京都府と比べ、約1.5倍となっており、支援を必要とする高齢者の増加と生産年齢人口の減少に伴う担い手不足への対応が喫緊の課題となっています。

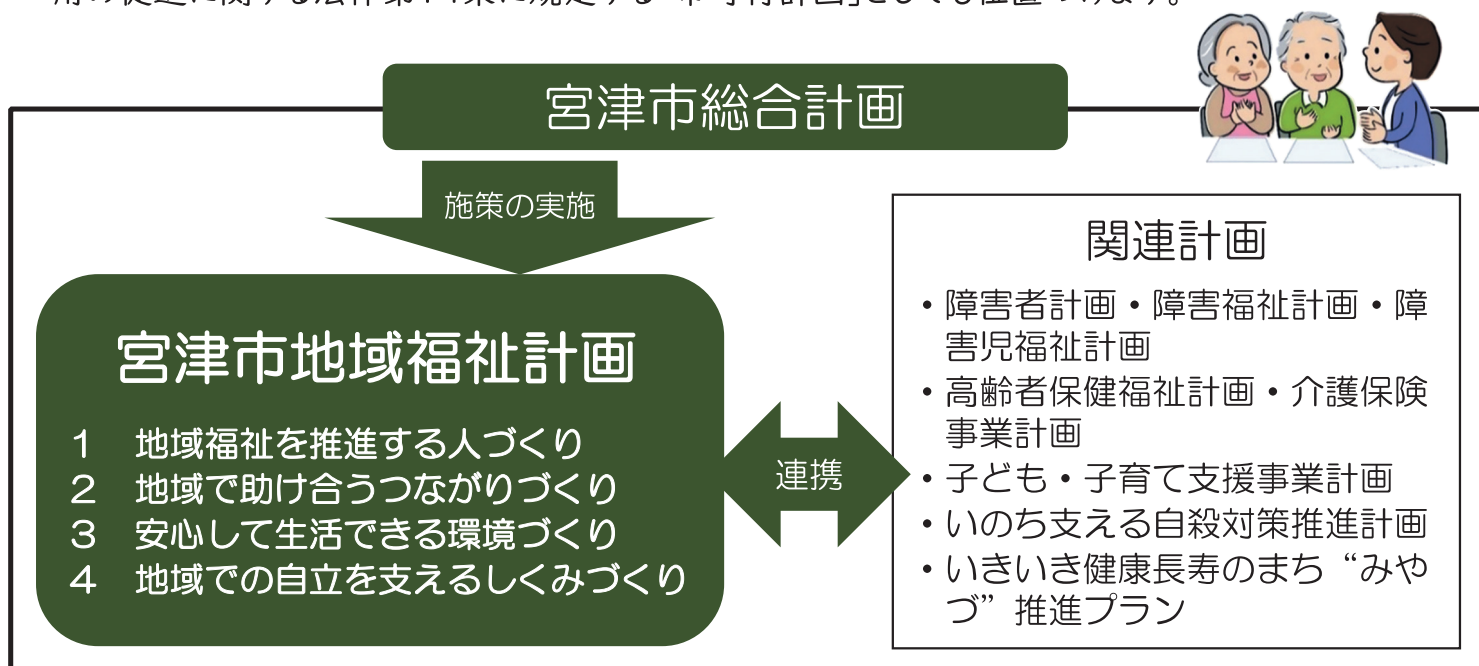
本市では、平成31年3月に“ささえあい 安全に安心して暮らせる 福祉のまち みやづ”を基本理念とした「宮津市地域福祉計画」を策定し、すべての市民が、あたたかいところを養い、みんなで支え合い、助け合う中で、だれもが住み慣れた地域で、一人ひとりの尊厳が保たれ、いつまでも安全で安心して、生きがいを持って生活できる地域福祉の実現を目指し取組を進めてきました。

一方では、引きこもりなどによる社会からの孤立や虐待問題、貧困問題やヤングケアラーなど地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

これらの社会情勢の変化や前回計画の取組状況、関係団体等からの意見聴取及び市民アンケート結果などによって課題を整理し、「第2期宮津市地域福祉計画」を策定し、更なる地域福祉の充実を図り、新しい福祉のまちづくりを推進するものです。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、宮津市総合計画を最上位計画として、福祉分野の上位計画と位置づけるものです。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「市町村計画」としても位置づけます。



計画の期間

計画の期間は令和6年度から10年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを検討します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総合計画	第7次総合計画（R3～R12）10年						
地域福祉計画	～R5	第2期 R6～R10（5年）					

本市の地域福祉を取り巻く現状と課題



■統計から見えてきた現状

【人口の状況】

総人口は減少傾向が続いており、特に生産年齢人口と児童数の減少が著しく、高齢化率は年々増加しています。

【世帯の状況】

人口減少とともに総世帯数の減少傾向が続いています。一方、高齢者単身世帯は増加傾向、高齢者夫婦のみの世帯と高齢者のいる世帯は横ばいとなり、割合は高くなっています。

【ボランティア活動の状況】

ボランティア団体の数は、横ばいとなっていますが、人口減少や高齢化等により、会員数は減少しています。

【サロン活動の状況】

コロナ禍においては、サロン活動ができない期間もあり、実施回数は減少しましたが、登録数は増加傾向が見られます。

■全国的な地域福祉を取り巻く現状

【課題の複雑化・複合化】

ヤングケアラーや8050問題、孤独・孤立や子どもの貧困問題など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

【長期間のコロナの影響】

長期間となったコロナ禍によって、地域・学校行事などが中止となり、人と人とのつながりや交流の機会が失われ、地域住民の行動が制限されてきました。

■意見聴取・アンケート結果等から見えてきた状況

- 役割を持った人だけが活動するのではなく、地域内全体で支援する体制が必要
- 助け合いは地域の生命線であり、楽しみながら、自分の生きがいとして活動していく気持ち
- 高齢者サロンの参加者は、支援される側として受け身だけではなく、自分たちの居場所づくりという意識を持つことが必要
- （支える側も支えられる側も）ふらっと立ち寄れる・集える場所があればよいと思う
- 災害時への不安を持っている方もあり、自治会単位で指定の場所に集まるだけの避難訓練でも効果的だと思う
- 一人暮らしの男性が孤立しないような地域の活動を計画して実行できたらと思う
- 向こう三軒両隣くらいの小さなコミュニティでのつながりを大切に。普段からのちょっとした声のかけ合いなどの積み重ねが大切だと思う
- 必要な人に必要なサービスが届く福祉のまちになればと思う
- どこに・誰に助けを求めたらいいのかわからず困っている人もいるが、支援する側も求めておられる事と支援する事が合っていないこともある
- 成年後見制度は、どこへどう相談していいのかわからない

■計画策定のポイントとなる視点

【担い手の育成】

- 人権意識、福祉への関心を高める
- 住民の主体的な参加促進
- リーダーとなる人材育成と団体等への支援

【地域でのつながり強化】

- 関係機関、地域住民、事業所等の見守りネットワーク体制の強化
- 世代・分野を超えた交流の機会、集える場づくり

【安心して生活できる環境づくり】

- 災害時等の助け合い、協力連携体制づくり
- 福祉人材の確保・定着
- 権利擁護支援の充実

【相談支援・連携体制充実】

- 相談窓口等支援体制の充実
- 多職種連携等による地域包括ケアシステムの推進



ささえあい 安全に安心して暮らせる

福祉のまち みやづ

子どもからお年寄りまでの全ての市民が、あたたかいところを養い、みんなで支え合い、助け合う中で、住み慣れた地域で、一人ひとりの尊厳が保たれ、いつまでも、安全で安心して、生きがいを持ち、地域で課題解決できる地域共生社会の実現に向けた、福祉のまちづくりを進めていきます。

地域共生社会の実現に向けて

仕組みをつくり、持続させていくためには、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携が不可欠です。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

基本目標

1 地域福祉を推進する人づくり

人権・多様な価値観を認め合う意識の醸成に努め、地域福祉活動を展開する市民や団体等と協働し、地域福祉活動の担い手やボランティアの育成、支援を行うとともに、地域や学校等での福祉教育を通じて次世代の担い手づくりを進めます。

2 地域で助け合うつながりづくり

住民と行政や関係機関等の連携・協働による、地域での見守りやネットワーク体制、支援が必要な人を支える仕組みづくりを強化するとともに、社会福祉協議会が取り組むサロンなどの地域福祉活動を支援し、多世代交流の場や居場所づくりなど地域全体でつながり、支え合い、助け合う地域づくりを進めます。

3 安心して生活できる環境づくり

住民の主体的な防災・防犯活動を軸としながら、事業所、関係機関・団体とのネットワーク体制の強化等により、安全安心を高める環境づくりを推進するとともに、認知症高齢者や障害のある人等の権利と利益を護る成年後見制度の利用を促進するなど、安心して生活できる環境づくりを進めます。

4 地域での自立を支えるしくみづくり

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも、安心して、生きがいを持って生活できるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、分野にとらわれず、包括的・重層的に受け止められるよう、相談・支援の窓口が連携を強化し、適切な支援が行える体制の充実を図ります。

基本目標 1

地域福祉を推進する人づくり



基本施策

(1) 人権と多様性の尊重の推進

地域福祉を推進するうえで重要な基本的事項の1つに、基本的人権と多様性の尊重が挙げられます。年齢、性別、国籍、出身、性的指向、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりの尊厳が保たれ、社会の一員として活躍し、多様な価値観を認め合い、他人を思いやり、お互いに支え合い、助け合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

個別施策

- ① 尊厳と人権尊重の意識の醸成
- ② 意識を高める場・機会に関する情報の発信

基本施策

(2) 担い手の育成と支援

住み慣れた地域で安心して、生きがいを持ち暮らし続けるためには、地域の住民同士の支え合い、助け合いやボランティア活動などの地域福祉活動が大切です。地域福祉に関わる機関・団体と協働し、地域活動の担い手やボランティアの育成、新たな人材の発掘を進めます。

個別施策

- ① 民生委員・児童委員及び協力者の活動支援
- ② 地域活動等の担い手の育成・支援
- ③ 担い手の確保に向けた環境整備の推進
- ④ 高齢者の活動と社会参加の促進

基本施策

(3) 福祉教育の推進

個々の多様性を認め合う意識を養い高めるため、福祉教育は、子どもからお年寄りまですべての市民に対して大切なことです。学校や地域社会において、様々な機会を通じて学習することにより、支え合うことの大切さを知り、市民一人ひとりが地域社会をつくる一員として関心と自覚を高めることができるよう、福祉教育などを行い、地域福祉を支える次世代の担い手づくりを進めます。

個別施策

- ① 福祉教育の推進
- ② 次世代の新しい担い手の育成と支援

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
差別や人権侵害を受けたことがある人の割合	21.3% (R2)	10.0%	8.0%
認知症サポーター養成講座受講者数	357人※	290人	320人

※令和3年度講座未実施の学校(対象者120人)も含めた受講者数

基本目標 2

地域で助け合うつながりづくり



基本施策

(1) 地域福祉活動の促進

地域福祉活動を推進するうえで、地域での支え合いや見守り活動などさまざまな地域福祉にかかわる活動を活性化することが重要です。地域での活動が活発に行われるよう団体等への情報共有や連携を促進するとともに、ご近所、自治会など近隣住民による、自主的に見守り、助け合える地域づくりを進め、日常生活における生活課題の解消に向けて、地域の団体や事業所等とも連携した取組を推進します。

個別施策

- ① 地域住民の自主的な活動の推進と啓発
- ② 地域と一体で取り組む見守り体制の推進
- ③ 生活支援サービス提供体制の充実
- ④ 外出支援の充実

基本施策

(2) 社会福祉協議会の活動の推進

宮津市社会福祉協議会は、行政とともに地域福祉推進の中心的な役割を担っています。住み慣れた地域での住民主体の見守りや日常生活支援の取組を支援するとともに、地域や在宅における福祉課題を関係機関等と住民が協力して解決できるよう、社会福祉協議会の活動を支援します。

個別施策

- ① ボランティア活動等への支援
- ② 市民に寄り添う社会福祉協議会の活動の推進

基本施策

(3) 交流と生きがいづくりの促進

地域の中で孤立することなく、人と人のつながりを持ち、支え合い、助け合いながら暮らしていけるよう、集い、憩い、学べる地域の拠点づくりの推進に努めます。また、就労や地域活動等に参加することで、やりがいや生きがいを持ち暮らすことができるよう、学習の機会や就労支援等の社会参加の支援を促進します。

個別施策

- ① 交流の場・居場所づくりの支援
- ② 生きがいづくり・社会参加の支援

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	17.6	0.0	0.0
サロン活動・ボランティア活動団体数	84団体	89団体	90団体

基本目標 3

安心して生活できる環境づくり



基本施策

(1) 防災と防犯体制の充実

住民の主体的な防災・防犯活動を軸とし、福祉サービス事業所、関係機関・団体との連携・協働により、ネットワーク体制を強化します。日頃から顔の見える関係を築き、地域での見守りや相談体制の充実を図ることで、防犯、再犯防止、孤立・孤独や虐待防止、自殺予防に繋がっていきます。

個別施策

- ① 災害時要配慮者への支援
- ② 市民の支え合いによる防犯対策の推進
- ③ 市民の支え合いによる地域防災力の向上

基本施策

(2) 支援体制の充実と人材確保の推進

さまざまな課題を抱えながらも、地域の支え合いの中で、適切なサービスを受けながら、住み慣れた地域で、安心して、生きがいを持って生活できるよう、福祉サービス提供基盤の整備を図るとともに、福祉人材の育成・確保・定着を推進します。

個別施策

- ① 生活困窮者への支援
- ② 生活環境の整備
- ③ 福祉人材の育成・確保・定着の推進

基本施策

(3) 権利擁護体制の充実

認知症や障害のある人等が尊厳のある自立した生活を継続し、地域社会に参加できるよう、成年後見制度や金銭管理など、当事者の権利、利益と暮らしを守る体制を強化するとともに、成年後見制度、相談窓口の周知に努め、利用を促進します。また、宮津市成年後見支援センターを中核機関とする地域連携ネットワークの連携強化を推進します。

個別施策

- ① 成年後見制度の周知と利用促進
- ② 地域連携ネットワークの構築
- ③ 後見人等の支援

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
災害時要配慮者個別避難計画登録者の割合	46.47%	100%	100%
介護職従事者の人材不足者数	35人	27人	25人

基本目標 4

地域での自立を支えるしくみづくり



基本施策

(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実

地域医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

個別施策

- ① 在宅療養多職種連携の推進
- ② 健康づくり・介護予防の推進
- ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本施策

(2) 包括的支援体制の充実

地域での支え合い・助け合いでは解決できない複雑な課題や、既存の制度・分野ごとの制度では解決が困難な課題に対し、専門職や各関係機関の協働によって、包括的・重層的な支援体制を整備するとともに、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの充実に図ります。

個別施策

- ① 相談支援体制の充実
- ② 生活困窮者自立相談支援の推進
- ③ 重層的支援体制の整備
- ④ ひきこもり支援体制の整備

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
主観的幸福感（10段階で7以上の割合）	56.9%	62.0%	65.0%
健康寿命と平均寿命の差 ※健康寿命＝日常生活動作が自立している（要介護度1以下）期間の平均	男性1.7歳 女性3.2歳 (R2)	男性1.5歳 女性2.8歳	男性1.4歳 女性2.7歳

